

丹波山村の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (平成31年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 29年度の人件費率
30年度	人 559	千円 1,489,329	千円 230,856	千円 213,200	% 14.38	% 9.52

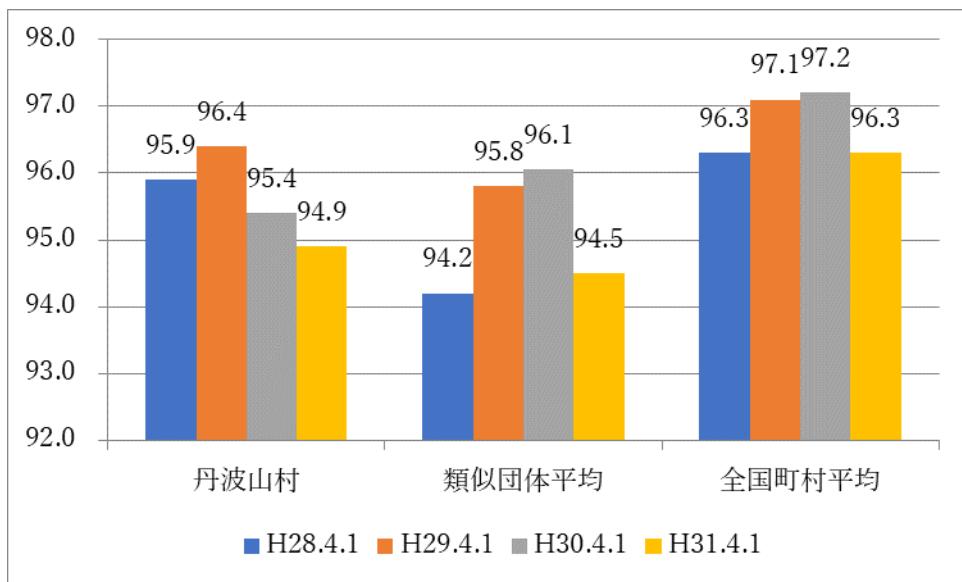
(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費			
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B
30年度	人 22	千円 72,101	千円 19,162	千円 26,874	千円 118,137

(参考)一人当たり給与費 B/A	(参考)〇〇〇平均一人当たり給与費 千円
5,369	5,445

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は、平成30年4月1日現在の人数である。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 ()書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。
 (補正前のラスパイレス指数 × (1 + 当該団体の地域手当支給率) / (1 + 国の指定基準に基づく地域手当支給率) により算出。)

3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

(4) 給与改定の状況

※人事委員会未設置のため掲載なし

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

[実施 未実施]

実施内容（平均引下げ率、実施（実施予定）時期、経過措置の有無等具体的な内容（未実施の場合には、その理由））

（給料表の改定実施時期）平成29年4月1日

（内容）一般行政職の給与表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%の水準で引き下げ。

なお、激変緩和措置のため、当分の間は経過措置（現給補償）を実施。

他の給与表についても、一般行政職給料表との均衡を踏まえ見直しを実施。

②地域手当の見直し

※本村では地域手当の支給なし

(6)特記事項

なし

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況

（平成31年4月1日現在）

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
丹波山村	38歳	273,000円	319,416円	310,511円
山梨県	43.4歳	333,476円	399,972円	376,375円
国	43.4歳	359,720円	—	436,869円
類似団体	41.0歳	291,992円	340,327円	318,817円

②技能労務職

区分	公務員					民間			参考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料 月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する 民間の 類似職種	平均年齢	平均給与 月額 (B)	
丹波山村	51.7 歳	4 人	239,200 円	404,000 円	348,900 円	—	—	—	—
うち その他	51.7 歳	4 人	239,200 円	404,000 円	348,900 円	—	—	—	—
山梨県	53.2 歳	101 人	353,216 円	399,972 円	376,375 円	—	—	—	—
国	50.9 歳	人 2,431	287,312 円	—	329,380 円	—	—	—	—
類似団体	50.3 歳	3 人	263,894 円	292867 円	304,902 円	—	—	—	—

- (注) 1 「平均給料月額」とは、平成31年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
- 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
- また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況(平成31年4月1日現在)

区分		丹波山村	山梨県	国
一般行政職	大学卒	180,700円	188,604円	180,700円
	高校卒	148,600円	154,147円	148,600円
技能労務職	高校卒	142,000円	156,666円	—
	中学卒	134,000円	—	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(平成31年4月1日現在)

区分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	円	円	円	400,600円
	高校卒	円	円	354,200円	386,500円
技能労務職	高校卒	円	円	円	271,800円
	中学卒	円	円	円	円

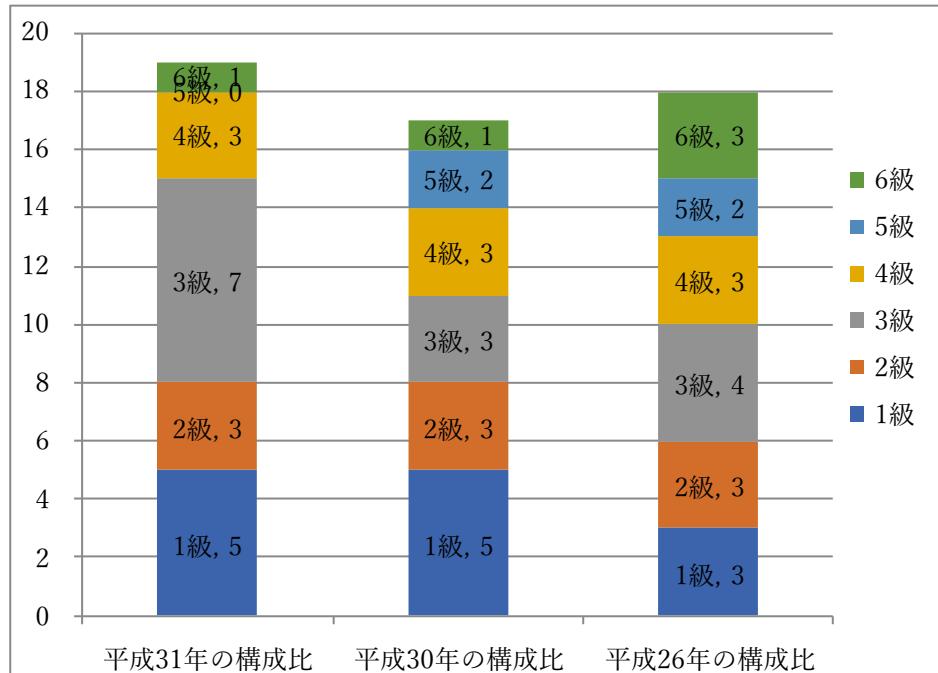
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（平成31年4月1日現在）

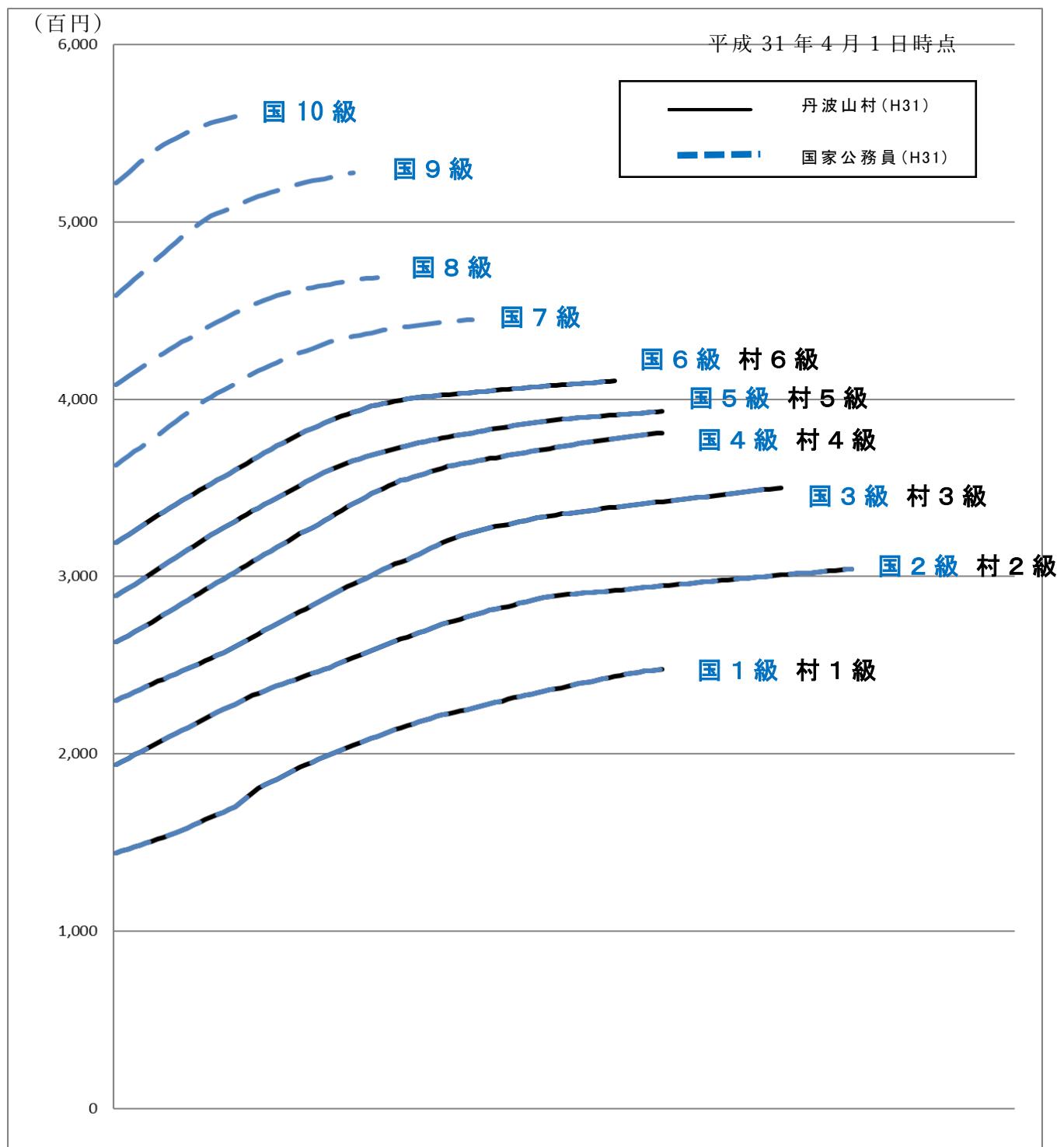
区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の 給料月額	最高号給の 給料月額
6級	複雑かつ困難な業務を行う課長の職務	1人	% 5.3	円 319,200	円 410,200
5級	困難な業務を行う次長又は課長の職務	0人	% 0	円 288,900	円 393,000
4級	主幹、次長又は課長の職務	3人	% 15.8	円 263,000	円 381,000
3級	副主査又は主査の職務	7人	% 36.8	円 230,000	円 350,000
2級	主任の職務	3人	% 15.8	円 194,000	円 304,200
1級	主事の職務	5人	% 26.3	円 144,100	円 247,600

(注) 1 丹波山村の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（平成 31 年 4 月 1 日現在）



(2) 昇給への人事評価の活用状況（丹波山村）

平成31年4月2日から令和2年4月1日 までにおける運用	管理職員	一般職員
イ. 人事評価を活用している	○	○
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分	○	○
上位、標準の区分		
標準、下位の区分		
標準の区分のみ（一律）		
ロ. 人事評価を活用していない		
活用予定期間		

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

丹波山村	山梨県	国
1人当たり平均支給額 (平成30年度) 1,217千円	1人当たり平均支給額 (平成30年度) 1,694千円	—
(30年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.60月分 1.85月分 (1.45)月分 (0.90)月分	(30年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.60月分 1.85月分 (1.45)月分 (0.90)月分	(30年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.60月分 1.85月分 (1.45)月分 (0.90)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15% ・管理職加算 措置なし	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（丹波山村）

令和元年度中における運用	管理職員	一般職員
イ. 人事評価を活用している	○	○
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○	
上位、標準の成績率		○
標準、下位の成績率		
標準の成績率のみ（一律）		
ロ. 人事評価を活用していない		
活用予定期間		

(2) 退職手当（平成31年4月1日現在）

丹波山村	国
(支給率) 自己都合 応募認定・定年	(支給率) 自己都合 応募認定・定年
勤続20年 19.6695月分 24.586875月分	勤続20年 19.6695月分 24.586875月分
勤続25年 28.0395月分 33.27075月分	勤続25年 28.0395月分 33.27075月分
勤続35年 39.7575月分 47.709月分	勤続35年 39.7575月分 47.709月分
最高限度額 47.709月分 47.709月分	最高限度額 47.709月分 47.709月分
その他の加算措置 (退職時特別昇給 2%～20%)	その他の加算措置 (退職時特別昇給 2%～45%)

(3) 地域手当（平成31年4月1日現在）

※本村では地域手当の支給なし

(4) 特殊勤務手当（平成31年4月1日現在）

支給実績（30年度決算）	10,272千円			
支給職員1人当たり平均支給年額（30年度決算）	10,272千円			
職員全体に占める手当支給職員の割合（30年度）	3.7%			
手当の種類（手当数）	1			
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (30年度決算)	左記職員に対する支給 単価
診療所業務従事 手当	・診療所医師 ・歯科医師	診療所に勤務する 常勤の医師・歯科 医師	千円 10,272	月額 856,000円 (診療所医師)

(5) 時間外勤務手当

支給実績（30年度決算）	4,491千円
職員1人当たり平均支給年俸（30年度決算）	225千円
支給実績（29年度決算）	4,290千円
職員1人当たり平均支給年俸（29年度決算）	268千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（30年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む

(6) その他の手当（平成31年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績（30年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（30年度決算）
扶養手当	<ul style="list-style-type: none"> 配偶者 13,000円 配偶者以外の扶養親族 6,500円 配偶者がない場合の扶養親族1人目 11,000円 特定扶養 5,000円 加算 	同じ		2,681千円	268,100円
住居手当	<ul style="list-style-type: none"> 借家で家賃12,000円を超える場合に限り、家賃の額に応じ27,000円を限度に支給 	同じ		1,898千円	237,250円
通勤手当	<p>交通機関利用の場合、 運賃55,000円までは全額支給 自動車等の使用者は通勤距離に応じて支給。</p> <ul style="list-style-type: none"> 5km以下 2,000円 5~10km 4,100円 10~15km 6,500円 15~20km 8,900円 20~25km 11,300円 25~30km 13,700円 30~35km 16,100円 35~40km 18,500円 40~45km 20,900円 45~50km 21,800円 50~55km 22,700円 55~60km 23,600円 60km以上 24,500円 	同じ		2,535千円	253,500円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員へ給料月額の100分の15を超えない範囲で支給	異なる	定額ではなく率で支給	2,566千円	427,600円
寒冷地手当	<p>世帯主で扶養親族あり 17,800円</p> <p>世帯主で扶養親族なし 10,200円</p> <p>その他 7,360円</p>	同じ		1,591千円	61,100円
宿日直手当	1回につき4,200円支給			519千円	37,000円

5 特別職の報酬等の状況（平成31年4月1日現在）

区分		給料	月額等
給料	市 区 町 村 長	520,000 円 (一 円)	(参考)類似団体における最高／最低額 840,000円／ 416,500円
	副 市 町 村 長	440,000 円 (一 円)	705,000円／ 415,000円
報酬	議 長	190,000 円 (一 円)	395,000円／ 160,000円
	副 議 長	158,000 円 (一 円)	310,000円／ 140,000円
	議 員	135,000 円 (一 円)	290,000円／ 130,000円
期末手当	市 区 町 村 長	(30年度支給割合) 3.95 月分	
	副 市 町 村 長	(30年度支給割合) 3.35 月分	
退職手当	市 区 町 村 長	(算定方式) 給料月額×在職月数×42/100	(1期の手当額) 10,080千円 (支給時期) 任期毎
	副 市 町 村 長		
備 考			

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

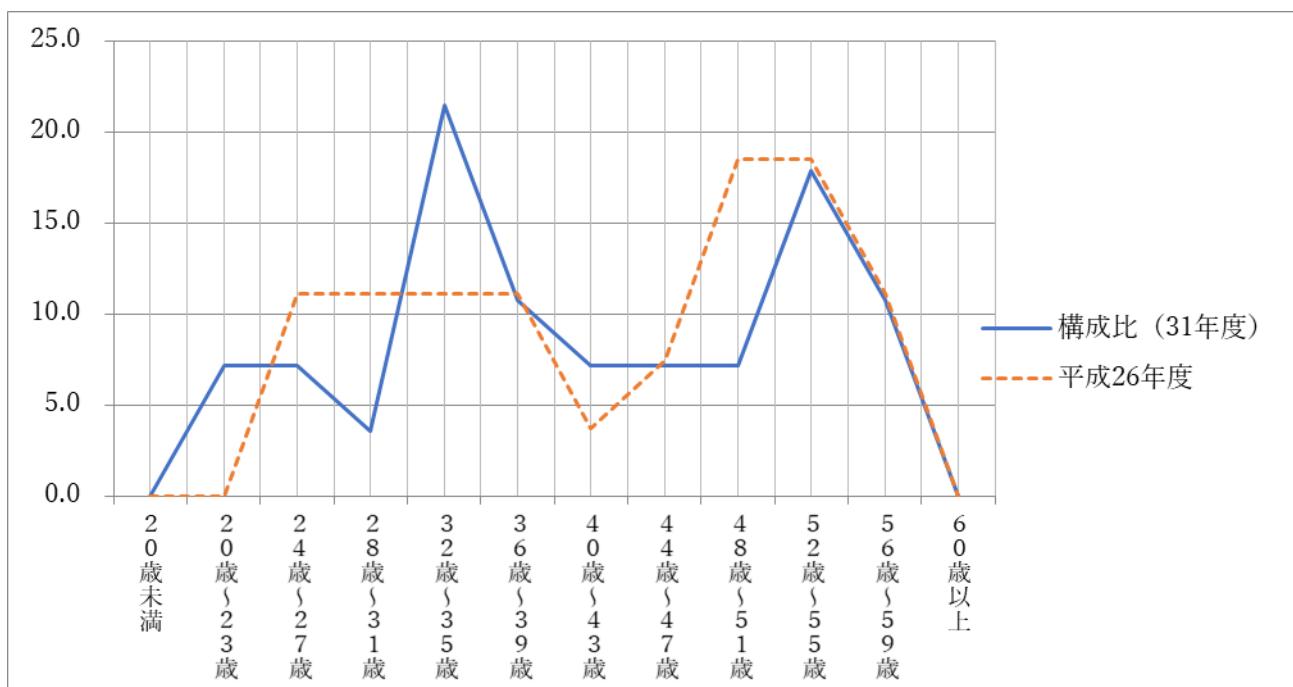
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

部 門	区 分	職 員 数		対 前 年 増 減 数	主 な 増 減 理 由
		平成30年	平成31年		
普通会計部門	14議会	1	1	0	
	14総務	4	4	0	
	11税務	1	1	0	
	2農林水産	2	2	0	
	5商工	5	5	0	
	1土木	1	0	-1	
	5民生	5	5	0	
	2衛生	2	2	0	
	21計	21	20	-1	
	教育部門	1	2	1	
公営企業計等部門	小計	22	22	0	
	病院	3	3	0	
	水道	1	0	-1	
	下水道	1	1	0	
	その他	1	1	0	
合 計	小計	6	5	-1	
	合 計	28	27	-1	
		[38]	[38]	[0]	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（平成31年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳23歳	24歳27歳	28歳31歳	32歳35歳	36歳39歳	40歳43歳	44歳47歳	48歳51歳	52歳55歳	56歳59歳	60歳以上	計
職員数	人 0	人 2	人 2	人 1	人 6	人 3	人 2	人 2	人 2	人 5	人 3	人 0	人 28

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別＼年度	26年	27年	28年	29年	30年	31年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	20	19	19	18	21	21	1(111.76%)
教育	3	2	2	2	1	2	△1(-33.33%)
消防							(%)
普通会計計	23	21	21	20	22	23	0(100.00%)
公営企業等会計計	6	6	6	6	6	5	△1(100.00%)
総合計	29	27	27	26	28	28	1(100.00%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあっては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。